

～ 必要経費の基礎知識 ～

☆ 材料や技工代をはじめ、通信費家賃など基本的には事業に関するものは全て経費になる。

☆ 携帯代や車のガソリン代など、プライベートの使用と医院での使用が混在する場合、按分して経費にする。

[注意が必要なもの]

- 材料代 年末までに使用しなかった分は経費にならない。
- 技工代 その年の収入に対するものだけが経費になる。
- 税金 所得税や住民税は経費にならない。固定資産税や自動車税は経費になる。
- 水道光熱費 自宅兼医院の場合、家事按分(事業に関するもの以外を除外)する必要がある。
- 旅費交通費 通勤費以外にも、研修会の参加のための飛行機代や宿泊代も経費になる。
- 接待交際費 医院の収入を得るための支出であれば経費になる。
- 車両 通勤や往診以外にも使用する場合、家事按分する必要がある。
- 保険料 生命保険料は経費にならない(所得控除として一定額までを控除)。国民健康保険や年金保険料も経費にならない。
- 諸会費 入会金は5年間で経費にする。歯科医師会や保険医協会の会費は経費になるが、休業補償や保険医年金は経費にならない。